

七林小学校保護者会会則

船橋市立七林小学校保護者会

※この会則は、6年間使用いたしますので、大切に保管してください。

七林小学校保護者会会則

第一章 名 称

第1条 本会は、船橋市立七林小学校保護者会といい、事務所を同校内におく。

第二章 目 的

第2条 本会は、保護者と教師がお互いに協力し合い、児童の家庭、学校、社会における幸福で健全な成長をはかることを目的とする。

第三章 方針ならびに活動

第3条 本会の運営方針は次のようにする。

- (1) 本会は、教育を本旨とする民主的団体として活動し、会、役員及び関係機関の名において、営利的、宗教的、政治的団体及びそれらの事業の一切に関与しない。
- (2) 本会は、自主独立の団体であって他のいかなる団体及び機関の支配、統制、干渉を受けない。

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 保護者と教職員の連絡提携に関すること。
- (2) 会員相互の研修活動への協力及び親睦に関すること。
- (3) 教育的環境の整備に関すること。
- (4) 本会並びに学校事業の広報活動に関すること。
- (5) 本会と目的を同じくする他団体及び機関との連絡、協力に関すること。
- (6) 本会の運営及び活動に必要な費用の確保と管理に関すること。

第四章 会 員

第5条 本会は、七林小学校児童の保護者をもって構成する。

第五章 会 計

- 第6条
- (1) 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってこれにあてる。
 - (2) 会費は一世帯 月額300円とする。PTA保険料はこれに含むとする。但し、事情により減免することができる。
・転入者は転入月より、転出者は転出月まで納入とする。

- (3) 本会の予算は、運営委員会の議決を経て年度の途中で修正することができる。
- (4) 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第六章 役員

第7条 本会は、次の役員をおき、本部役員の任期は原則として2ヶ年とする。但し再任は妨げない。なお、補充役員の任期はその残任期とする。

- (1) 会長（1名） 本会議の代表者として会を統理し、各会議を招集する。
- (2) 副会長（2～3名） 会長を補佐し、会長が事故のときはその任務を代行する。
- (3) 書記（2名） 本会の事務記録を処理する。
- (4) 会計（2名） 本会の収支会計をつかさどる。
- (5) 会計監査（2名） 本会の経理を監査し、総会においてその状況を報告する。
1名は本会員より選出し、1名は外部（地域協力者等）より選出する。

- 第8条 (1) 役員は選考委員会において選考し、総会の承認を得る。
但し、外部会計監査人については、保護者会本部において選考し、総会の承認を得る。
- (2) 選考委員会の構成ならびに候補者の選考については別に定めるものとする。

第七章 機関及び運営

第9条 本会には運営のため、次の機関をおく。

- (1) 総会 第5条による会員で構成し、本会の最高議決機関とする。
- (2) 本部部会 会長、副会長、書記、会計をもって構成し会務の執行に当たる。
- (3) 運営委員会 役員、各学級から選出された1名ずつの学級委員長及び専門部の部長、選考委員長をもって構成し、会務の審議決定に当たり、総会につぐ議決機関とする。
- (4) 学年部会 学年部会は、学年ごとに各学級委員長より構成する。
学年ごとに学級委員長を互選し、部長1名、副部長1名、書記2名、会計2名を選出する。
学級集会の運営、厚生に関する諸事及び教育設備充実のための事務処理、第二章に関する諸事を行う。
- (5) 専門部会 専門部は各学級より原則2名(※1)(※2)選出し、各部門ごとに部員の互選によって、部長、副部長、書記、会計各1名(※2)を決定する。

※1 ただし、各学級からの選出が困難な場合は、選出について学年の保護者間で講じることが出来る。

※2 ただし、各部の編成により人数はその限りではない。

- ・広報部 会員に必要な情報、伝達並びに会報を発行する。
- ・校外部 校外の安全補導に関する諸事を行う。

——選考委員会規定——

- (1) 選考委員会は会員の中から選出された8名の委員からなり、正、副委員長、書記、会計を互選する。但し、立候補は妨げない。
- (2) 役員の選出方法については選考委員会に一任する。
- (3) 選考委員の中から役員立候補が出た場合、選考の段階で選考委員の資格を失う。
- (4) 役員候補者の選考についての結果は総会において報告、決定する。
- (5) 選考委員会の発足は選考委員に一任し、任期は総会までとする。

第10条 各会議の運営は次のようにする。

- (1) 総会は、定期総会及び臨時総会とする。
 - ・定期総会は、年度当初1回として、前年度の事業及び決算の承認、新年度の事業計画及び予算の決定、役員の承認、会則の決定、並びに変更等の重要事項を審議する。
 - ・臨時総会は、会長が必要と認めた時、または1/3以上の会員から要求があった時に開催する。
 - ・総会は、出席者並びに委任状を含めて会員数の1/3をもって成立し、議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。
- (2) 学級集会
 - ・本会活動の基礎となるもので、学校の主催する学校懇談の時、その他必要に応じ開くことができ、学級会員間及び学級会員と教師の相互理解を深めることを目的とするとともに、運営委員会への提案事項を審議することができる。
 - ・学級委員長は、学級の意見を取り上げ集会の円滑な運営をはかるとともに、運営委員会で討議されたことがらを学級集会に報告する。
- (3) 運営委員会は、毎月1回定例会をもつことができる。ただし、必要の有無に応じ臨時に開くことや開かないこともできる。その任務は、次のとおりである。
 - ・学級集会からの提案事項の討議。
 - ・緊急事項の議決及び処理。
 - ・総会に提出する議案の作成及び審議。
 - ・総会で議決された事項の運営。
 - ・専門部会および選考委員会より提出された議案の審議。

- (4) 教職員は、これらの会議に参加することができる。

第八章 付 則

- 第11条 本規約は、昭和55年11月29日より実施する。
昭和58年 2月12日 一部改正する。
昭和60年 1月12日 一部改正する。
昭和63年12月10日 一部改正する。
平成 6年 4月16日 一部改正する。
平成10年 4月18日 一部改正する。
平成21年 4月14日 一部改正する。
平成26年 4月11日 一部改正する。
平成31年 4月12日 一部改正する。
令和 2年11月16日 一部改正する。

保護者会内規

慶弔概定は次のとおりとする。

- | | | |
|----------|--------|-------|
| (1) 結婚祝金 | 教職員 | 5000円 |
| (2) 離任餞別 | 最高額 | 3000円 |
| (3) 香 典 | 児童及び会員 | 5000円 |
| | 教職員 | 5000円 |
| (4) 見舞金 | | 3000円 |
- 児童が長期（1ヶ月以上にわたり）疾病あるいは入院（10日以上）の場合は
3000円を限度として贈る。
- (5) 本団体名をもって必要な各種団体との交際ができる。
この会に直接又は間接に関係あるものに対し、儀礼の必要の在るときは
3000円を限度として贈る。
- (6) 以上に該当しない特例はそのつど決める。
- (7) この内規による見舞金、祝金等の返礼は一切しないものとする。
- (8) この内規は、昭和62年4月1日から実施する。